財　務　省

横山　良和　蟬川　公司
独立行政法人酒類総合研究所監事に任命する（各通）（九月一日）

海上保安庁

（第八管区海上保安本部洋情報部長）海上保安官　白神　庸男
第六管区海上保安本部海洋情報部長に配置換する
（第六管区海上保安本部洋情報部長）同　門田　和昭
第八管区海上保安本部洋情報部長に配置換する
（以上九月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月二日ベトナム国の国祭日につき、同月一日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人宮成正典は願により公証人を免ぜられた。（八月二十九日）（法務省）

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

九州地方交通審議会は、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812－0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　九州運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成28年９月５日

九州地方交通審議会会長　石原　進

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月５日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間695円」を「１時間716円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月５日

宮城労働局長　尾形　強嗣

第４号中「１時間726円」を「１時間748円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月５日

静岡労働局長　野村　栄一

第４号中「１時間783円」を「１時間807円」に改める。

国土調査の成果の認証の公告

国土地理院が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十八年八月二十二日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年九月五日

国土交通大臣　石井　啓一

都道府県名	基準点測量成果簿の名称	基準点網図の名称	実施地域
北海道	遠軽地区	藻生、田原、丸瀬布南部、留辺蘂、大和	遠軽町
岩手県	宮古地区	とどヶ崎	宮古市
	花巻地区	花巻	花巻市
	釜石地区	釜石、土淵、大槌、遠野	釜石市
	奥州次丸地区	北上	奥州市
	奥州石山地区	水沢	奥州市
	奥州ぶどう沢地区	陸中大原	奥州市
茨城県	大洗地区	磯浜、ひたちなか	大洗町
栃木県	壬生地区	壬生	壬生町
群馬県	長野原地区	草津	長野原町
	東吾妻矢倉地区	中之条	東吾妻町
	東吾妻須賀尾地区	軽井沢、草津	東吾妻町
埼玉県	秩父地区	三峰	秩父市